



## 自分の体は自分で守る

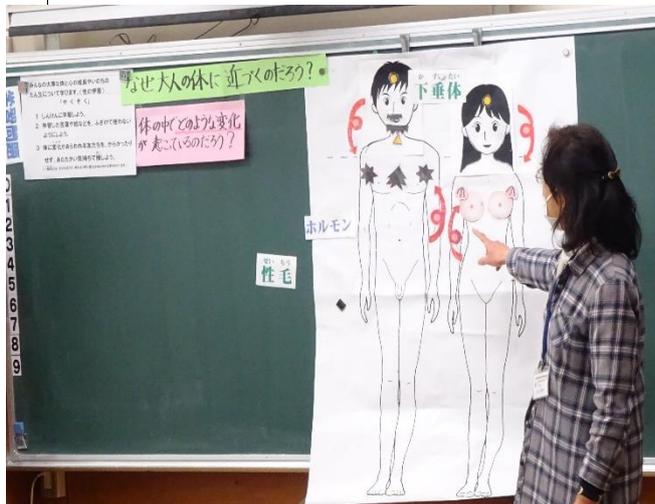
性教育月間

1/15~2/15



日滝小学校では、性教育月間を設定し、各学年の発達段階に合わせて、自分の体のこと、心の成長、友だちとのかかわり等について学習しました。

1年生では「プライベートゾーン」という言葉を学習し、体の大切な部分を、自分も、友だちも大切にすることを育てました。4年生では、自分の体に起こる変化について学習しました。その変化がどのようにして起こるのか、なぜそのような変化が起こるのかについて理解し、そのために必要な自分の生活について考えました。そして、自分も友だちも大切にしなければならないと感じることができました。長野県では、平成28年7月7日に「長野県子どもを性被害から守る条例」が制定されました。



後を絶たない児童の性被害の報道を見聞きするにつけ、本当に心が痛みます。子どもたちは性教育を通して、自分の体について学び、自分の体や心を大切にすることを学びます。私たち大人には、その子どもたちを守る義務があります。条例には、保護者、県民が果たすべき役割について書かれています。また、禁止される行為として「圧迫等による性行為等の禁止」「深夜外出の制限」が明記されています。

(長野県 HP に掲載) ぜひ、この機会に再度確認していただき、子どもたちの健やかな成長を見守り、支援していきましょう。

# 大人の、責任。

長野県子どもを性被害から守るための条例を制定しました。

子ども(18歳未満の者)の健やかな成長を見守り支援することは、大人の責任です。

11月1日から  
施行されます

子どもに対する性行為等の禁止(威迫、欺き、困惑させることなどによる性行為・わいせつな行為)  
●違反した場合 2年以下の懲役または100万円以下の罰金

深夜(午後11時~翌日午前4時)に子どもを連れ出すこと等の禁止 ●違反した場合 30万円以下の罰金

子どもを虐待しないことを義務として、危害を加えないことなどを禁じます。[虐待をしないこととは虐待(1)とは異なります]  
虐待とは子どもに対する身体的、心理的虐待を指し、児童虐待法に基づき、虐待する行為をした子どもであっても、罰則は適用されません。

公布・施行日 平成28年7月7日 総則項目に係る施行期日 平成28年11月1日  
長野県国民文化センターサート棟 千380-8570 長野市大字南長野字福下 692-2

子どもを性被害から守る 編 集

### 長野県子どもを性被害から守るための条例は、子どもを性被害から守ることに特化した全国初の条例です

予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進、規制により子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進するものです。

子どもは、自分らしく成長する力を持っています。子どもの力を信じ、支えていくのが大人の役割です。

#### 県民運動

- 保護者
  - インターネットを安全に使うために子どもと一緒に家庭のルールを話し合うようお願いします。
  - 子どもから性被害を受けたと相談されたら、まず大人が落ち着いて、「相談してくれてありがとう」と伝え、子どもの気持ちに添った対応をお願いします。被害者支援を行う専門の窓口があることも、知っておいてください。
- 事業者
  - 長野県では、「青少年に有害な社会環境排除県民運動」の推進に多くの関係業界が参加し、青少年に対する声掛けをはじめ自主的な取組を行っています。引き続き、地域における青少年を見守り育てる活動にご協力をお願いします。
- 県民
  - 地域社会から子どもの成長を見守り支援するという観点から、子どもを取り巻く現状に関心を持ち、子どもやその家族が悩み等を抱え孤立することのないよう支援をお願いします。
  - 人権や性、情報モラルに関する学びの機会への参加や、子どもの居場所づくりなど、学校や地域等の取組へご協力をお願いします。

#### 長野県の取組

- 予防のための教育
  - 人権教育・性教育の充実
    - 子どもの性被害防止教育キャラバン隊の高校等への派遣など、児童・生徒への教育
    - ・教員(初任者)研修に性教育を位置づけるなど、性に関する指導の充実など
  - インターネットの適正な利用の推進
    - 情報モラル向上のため、青少年インターネット適正利用推進協議会での方策の検討・実施
    - ・情報モラル向上のための中・高校生向けリーフレットの作成・配付など
  - 県民運動の推進
    - ・青少年を見守り育てる活動など、地域の主体的取組への協力・支援
- 被害者への支援
  - 暴力被害にあわれた方を支援するために公的な相談窓口を設置しました。

りんどうハートなかの  
(長野県性暴力被害者支援センター)

- ・専門の研修を受けた支援員が被害にあわれた方(子どもから大人まで誰でも)の支援をワンストップで行います。

●条例による規制・罰則

子どもの性被害の防止

## いよいよ引き継ぎです！児童会選挙2月8日



来年度の児童会長を信任する児童会の役員選挙が行われました。候補者の5年東組山岸和華さんと5年東組竹内健太朗さんは、選挙当日までに、各クラスを回り、自分が児童会長になったら目指したい学校、やりたいことなどを説明してきました。選挙当日は、自分のマニフェストを力強く語っていました。それぞれの応援を行った栗原 翼さん、新井颯真さんは、二人はいかに責任感があり、実行力に長けているかを伝えることができました。その後行われた選挙では、「この二人になら任せられる」としっかり判断し、責任をもって投票する姿が見られました。無事、二人とも信任され、二人で前期会長と後期会長を分担します。日滝小学校の伝統を守りつつ、また新しい日滝小学校を創っていく5年生の取組が始まります。6年生のみなさんこれまで本当に、ありがとうございました。お疲れ様でした。

## 授業力向上を目指して！

職員研修

2月12日(月)



2月12日(月)に4年西組の国語の授業を参観しました。今年度日滝小学校で力を入れて取り組んできた「伝える」力がどのようなものか、授業をとおして検証しました。子どもたちは友だちの報告文を読んで、「問いと答えがあるか」「文章でわかりにくいところはないか」などを伝えることができました。放課後行われた研究会では、本時の授業のよさと課題をしっかりと確認し、来年度はさらに子どもたちに「伝える力」をつけていく必要があることを確認しました。

自分の考えや気持ちを伝えることは、自分を分かってもらうためにはどうしても必要なことです。自分を分かってもらうことは、「いじめ」を防止したり、大切な存在としてクラスに位置づいたりすることにつながると考えます。誰もが、楽しく、安心して学校生活を送れる日滝小学校を目指します。

今年度は、このような授業力向上のための研修、非違行為を防止するための研修(体罰、いじめ、飲酒運転、セクハラ等)を積み重ねてきました。おかげさまで、常に、保護者や地域のみなさんに支えられていること自覚し、子どもたちの幸せのために、日滝小学校の職員であることに誇りをもって日々過ごすことができました。保護者、地域のみなさんのお力添えに心から感謝申し上げます。